

## 学位論文及び審査結果の要旨

横浜国立大学

氏名	田村 央貴
学位の種類	博士（工学）
学位記番号	都市博甲第 1732 号
学位授与年月日	2015年 3月 25日
学位授与の根拠	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第4条第1項及び横浜国立大学学位規則第5条第1項
学府・専攻名	都市イノベーション学府 都市イノベーション専攻
学位論文題目	マドリッド宣言（1904年）の成立過程に関する研究
論文審査委員	主査 横浜国立大学 教授 大野 敏 横浜国立大学 教授 北山 恒 横浜国立大学 教授 大原 一興 横浜国立大学 教授 高見沢 実 横浜国立大学 准教授 藤岡 泰寛

## 論文及び審査結果の要旨

文化遺産や記念物の保護継承に関する理念は、1931年のアテネ憲章を経て1964年のベニス憲章において国際的な共通認識を得るに至った。そして、その理念の形成過程において、1904年の第6回国際建築家会議において採択された文化遺産保護憲章、通称マドリッド宣言が先駆的役割を果たしたことは従来から指摘されてきた。しかしその指摘はマドリッド宣言の条文参照に基づくものに限られ、マドリッド宣言の成立に関わる議論の経緯を明らかにした研究は見られない。

田村央貴氏の学位論文は、マドリッド宣言に至るまでに6回開催された国際建築家会議の議事録を丁寧に読み解くことにより、マドリッド宣言成立までの議論過程を詳しく分析したものである。

論文は以下のような5章構成からなり、巻末に本論文における考察上必要な国際建築家会議の勧告や議事録を翻訳して掲載している。

## 第1章 序論

## 第2章 国際建築家会議に関する分析と考察

## 第3章 マドリッド宣言の成立過程における建築保存論の変遷

## 第4章 マドリッド宣言の成立過程における建築保存の行政的施策に関する議論の変遷

## 第5章 結論

そして論文の成果として、マドリッド宣言の成立過程について下記のような特質を指摘した。

- ① マドリッド宣言を生み出した国際建築家会議は、フランス中央建築家協会が主体となり1867年から1939年までに延べ15回開催された。第2回以降は会議の運営形態を万国博覧会と結びつけてフランス政府公認を獲得し、第4回以降は国際会議としての体裁を強く意識したものとなった。しかしフランス中央建築家協会主導の実態は変わらなかった。この中で歴史的記念建造物の保存に関する議論は第2回以降第10回まで議題に取りあげられた。中でも1904年の第6回会議は保存問題を重要議題に取りあげ、会議の成果がマドリッド宣言に結実した。つまり、フランス中央建築家協会主導の国際建築家会議が、国際会議としての性格を深めていこうとする過程において、マドリッド宣言は重要な実績となった。（以上は主に第2章の内容に相当する）
- ② マドリッド宣言は全6条の項目からなるが、大きくみて第1条～4条は「建築保存論に関わる問題」、第5～6条は「行政施策に関わる問題」に関する提言といえる。この中で第1条～第4条の形成に関わる重要議論として、第4回会議におけるクロケ、デワール、カイペルス の3名の重要性を指摘した。すなわち、国際建築家会議は第4回会議以降、記念建造物保存修復を議題に取りあげ審議を開始し、第4回において既に「保存における構造補強と修復における様式の統一、の双方を否定する」（デワール提案）原則論を示した。一方でこの決議は「記念建造物の保存には状況に応じた措置が必要」（カイペ

ルス批判)とする提案も採択した。カイペルスの意見は本来「記念建造物の保存には、構造的欠陥の改善・作者の理念を継承した修復、の理念が必要」と主張したもので、第4回・5回会議において議論されたものの採択文に直接的に反映されるに至らなかった。しかし第6回会議の結論としてマドリッド宣言は、歴史的建造物における修復を容認した。このように、マドリッド宣言において一転してカイペルスの主張が採択された要因として、第6回会議において建築修復の有用性と様式の統一性を主張したクロケの存在が重要であった。(以上は主に第3章の内容に相当する)

③ マドリッド宣言第5～6条の「行政施策に関わる問題」に関する議論は、第3回会議におけるガイミューラーの発議を契機として、教育・法律・協力関係など幅広い観点から第6回まで議論が展開された。その結果、カベロの提案を基礎として「目録作成」・「法律の統一」・「修復の責任者」・「財源確保」を骨格とした条文の成立に至る。ただし総論としての同意とは裏腹に、国際的な協力体制や制度の足並み統一に関する具体的行動に関しては異論が多く示される結果となった。すなわち、マドリッド宣言成立時期においては、文化遺産保存に関する国際協力関係を築くための各国の共通認識生成には至っておらず、このことはマドリッド宣言の限界でもあった。(以上は主に第4章の内容に相当する)

④ このようにマドリッド宣言は、主にカイペルスとクロケの貢献による記念建造物保存論に関わる提案と、主にカベロの貢献による記念建造物保存の行政施策に関わる提案からなり、19世紀後半～20世紀初期における国際的議論の集大成として重要である。その一方で第一次大戦以前の時代背景とフランス主導という偏りを考えると、1964年のベニス憲章における国際的協調整念にはおよばない。また、19世紀末から高まりを見せる近代建築運動との関係性も希薄な感が否めない。しかし逆に言えば、国際連盟や国際連合と言った国際的組織が具現化する以前に、記念建造物保存の理念と実践において国際協調を指向した点にマドリッド宣言の卓越した先見性が認められるのである。(以上は主に第5章の内容に相当する)

以上のように田村央貴氏の論文は、従来の研究においてマドリッド宣言の条文内容がその後の国際的な記念建造物保存理念の先駆的役割を果たしたと漠然と認識されてきた段階から、マドリッド宣言そのものの成立経緯を読み解き、その特質を明らかにした。この成果は、記念的建造物保存に関する歴史的研究において貴重な業績となるものであり、本学大学院都市イノベーション研究院の博士(工学)学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

注 論文及び審査結果の要旨欄に不足が生じる場合には、同欄の様式に準じ裏面又は別紙によること。